

## 昭和四十年政令第二百三号

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づき政府が保証契約をすることができる地方債証券を定める政令

内閣は、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条第二項に規定する政令で定める地方債証券は、次に掲げる地方債証券とする。

一 東京港湾区域における土地の造成及びこれに附帯する道路、水道その他の施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるとため東京都が発行する地方債証券

二 神戸港湾区域における土地の造成及びこれに附帯する道路、水道その他の施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるとため神戸市が発行する地方債証券

三 横浜港湾区域及びその隣接水域における土地の造成及びこれに附帯する道路その他の施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるとため横浜市が発行する地方債証券

四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の整備に関する事業（同法第三十四条の規定による補助の対象となるものを除く。）に必要な経費の財源に充てるとため

東京都が発行する地方債証券

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項第一号に掲げる都市高速鉄道の建設に関する事業に必要な経費の財源に充てるとため東京都が発行する地方債証券

六 泉佐野港湾区域及びその隣接水域における土地の造成及びこれに附帯する道路その他の施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるとため大阪府が発行する地方債証券

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四三年五月二七日政令第一三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四三年八月一七日政令第二七二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年四月一八日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年六月二六日政令第二三五号）

この政令は、公布の日から施行する。